

## 1 事業名

所沢市自転車駐車場条例及び所沢都市計画事業所沢駅西口区画整理事業施行に関する条例の一部改正

## 2 事業の概要

住居表示の街区の変更に伴い、所沢駅西口第1自転車駐車場の位置及び所沢駅西口区画整理事務所の所在地を変更するため、所要の改正を行うものである。

## 3 他自治体の類似する政策等

他の自治体においても、条例に規定する施設等について所在地の変更があった場合には、同様の条例改正を行っている。

## 4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

## 5 関係法令、基本計画との整合性

土地区画整理法、住居表示に関する法律、所沢市住居表示に関する条例

## 6 事業費及びその財源等

なし

## 7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第25号 所沢市自転車駐車場条例及び所沢都市計画事業所沢駅西口土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例

◎所沢市自転車駐車場条例の一部改正（第1条関係）

別表第1（第2条関係）

名称	位置
略	
所沢駅西口第1自転車駐車場	所沢市東住吉19番20号
略	

別表第1（第2条関係）

名称	位置
略	
所沢駅西口第1自転車駐車場	所沢市東住吉10番2号
略	

◎所沢都市計画事業所沢駅西口土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正（第2条関係）

（事務所の所在地）

第5条 事業の事務所は、所沢市東住吉19番22号に置く。

（事務所の所在地）

第5条 事業の事務所は、所沢市東住吉10番1号に置く。